



第6章 付属资料

1 用語の説明

(※50音順)

・一時保育

保育所入所児童以外の児童について一時的に家庭保育ができない場合に、保育所で保育サービスを受けることができる事業。

・学習障がい（LD）

Learning Disabilities。基本的に全般的な知的発達には遅れはないが、聴く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障がい。

・高機能自閉症

知的障がいを伴わない自閉症で、対人関係やコミュニケーションの障がい、こだわり行動等がみられるもの。

・子育てサロン

乳幼児のいる親が子どもと一緒に気軽に集い、子どもを遊ばせながら互いの不安や悩みを語り合う場。情報交換や仲間づくりを行いながら子育ての孤立感を解消する、学習・交流の場。

・子育て支援センター

子育て家庭に対する相談、地域の子育て支援サービス等の情報提供などを実施するとともに、子育てサークルの拠点などにもなる、市町村が設置する子育て支援拠点。

・児童館

児童福祉法第40条によって定められている児童福祉施設であり、子どもたちに健全な遊びを提供してその心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置される。

・注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder。勉強や仕事などで細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多かったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持つ障がい。

・バリアフリー（バリアフリー化）

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

・バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。従前の「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」（*いずれも通称）とを統合する形で平成18年につくられた法律で、高齢者、障がいのある人等の移動上および施設の利用上の利便性・安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい人（利用会員）と預かってくれる人（提供会員）で会員組織を構成し、会員相互の助け合いで子育て中の父母を支援する事業。

・ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象にするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し計画・設計することや、そのようにしてつくったもの。